

堺市監査委員公表第27号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月14日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査(社会福祉法人堺市社会福祉事業団)及び公の施設の指定管理者監査(堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター)	
監査実施期間	令和4年11月1日～令和5年3月29日	
措置を講じた部局等	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 社会福祉法人堺市社会福祉事業団	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>第8 出資団体監査</p> <p>1 規程等について</p> <p>[適正かつ効率的な事務執行について(意見)]</p> <p>事業団では、経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的に経理規程を定めている。</p> <p>当該規程に基づく事務を確認したところ、計算書類の注記や固定資産現在高報告書において、経理規程の定めと異なる取扱いとなっている事務が見受けられた(計算書類にソフトウェアに係る減価償却累計額を注記していなかったこと、固定資産現在高報告書で「有形リース資産」を「器具及び備品」に含めていたこと)。</p> <p>また、上記の固定資産現在高報告書を確認したところ、当該報告書は、毎会計年度に作成する計算書類の附属明細書(「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」)(以下「附属明細書」という。)と重複する内容となっており、補助簿である固</p>	<p>計算書類にソフトウェアに係る減価償却累計額を注記していなかったことについて、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の別紙1及び別紙2では、計算書類に対する注記として「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」と記載があることから、無形固定資産であるソフトウェアについては注記の記載が不要であると認識していました。</p> <p>御指摘を受け、経理規程第57条第5項及び第63条の規定に基づき、注記への記載が必要であることから、令和4年度決算報告書から、減価償却資産であるソフトウェアについても注記への記載をするよう改めました。</p> <p>また、固定資産現在高報告</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p>

定資産管理台帳、実地棚卸の実施報告及び附属明細書の作成により代替できるものであった。

このようなことから、事務改善等の観点も踏まえ、見直しも視野に入れて経理規程を精査するとともに、適正かつ効率的な事務執行に努められたい。

書で「有形リース資産」を「器具及び備品」に含めていたことについて、固定資産管理を行っているシステム上の分類品目に有形リース資産の登録がないため器具及び備品へ集計し、貸借対照表とは合計金額で合致させていました。

御指摘を受け、システム開発メーカーと調整を行い、固定資産現在高報告書へ有形リース資産の区分の追加を行い、令和4年度から有形リース資産の区分を追加した固定資産現在高報告書を作成するよう改めました。

今後は、経理規程等の関係例規の確認を徹底し、適正な事務処理を行います。

4 事業運営について

(1) 事業団は、契約時には適切に契約書を作成し、又は、請書等を徴すべきところ、以下のものがあつた。

ア 堺市立北こどもリハビリテーションセンター防災設備保守点検業務について、受注者から徴した請書において特約条項の一部が欠落していた。

イ 堺市立児童発達支援センター（4園）児童等送迎用自動車借上げ業務について、契約書では年間運賃額の算出基礎を基にマイクロバスに係る契約金額の精算等を行うこととしていたにも

堺市立北こどもリハビリテーションセンター防災設備保守点検業務について、請書は市の様式を利用しており、そのすべてのページを印刷し、それを業者に渡し、業者が押印して事業団に返還してもらうべきところ、誤って第6条以降が記載されているページが欠けているものを業者に渡し、返還されたものをそのまま保管していました。

社会福祉法人堺市社会福祉事業団

<p>かかわらず、契約書に当該算出基礎を記載した書面を添付していなかった。</p>	<p>また、堺市立児童発達支援センター（4園）児童等送迎用自動車借上げ業務についての別紙「マイクロバス（年間契約額）」についても、契約書に添付して製本することを失念していました。</p> <p>御指摘を受け、業務ごとに契約締結事務を行うに当たり必要な事項を記載した一覧表等を作成し、事務局長が園長及び担当者に対し、令和5年1月19日に研修を実施しました。</p> <p>今後は、今回作成した一覧表等の活用、変更事項等の確認、情報共有等を行い、適正な事務に取り組みます。</p>	
<p>第9 公の施設の指定管理者監査 3 事業報告書等について (1) 基本協定書では、指定管理者は、事業報告書に指定管理業務の収支状況を記載することとされているが、指定管理業務に係る保険料払戻金（精算金）（第1もず園4万7,970円、第1つぼみ園3万6,777円）も指定管理業務の収支状況に含めるべきとは認識しておらず、収支報告に計上していなかった。</p>	<p>保険料払戻金（精算金）について、所管課と協議の上、指定管理業務の収益として計上していませんでしたが、指定管理業務の支出である保険料の精算金であることから、指定管理業務の決算報告書に含めることが適切と判断し、改めて本指定管理期間である令和元年度から令和3年度に係る指定管理業務の決算報告書について、保険料払戻金（精算金）を含めたものを令和5年1月30日に再提出いたしました。</p> <p>保険料払戻金（精算金）に</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p> <p>障害支援課</p>

<p>5 利用料金について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（以下「条例」という。）で定める額の範囲内において、事前に市の承認を得て利用料金を定めるものとされている。</p> <p>しかし、基本協定書及び仕様書で市の収入とされている診断書及び証明書の発行手数料について、指定管理者は、誤って利用料金として料金設定の申請を行い、市はそれを承認していた。</p>	<p>については、これまで指定管理業務の収益として計上していませんでしたが、指定管理業務の支出である保険料の精算金であることから、今後は指定管理業務の決算報告書に含めて、提出を受けることとし、指定管理者に指示しました。</p> <p>また、指定管理者から令和5年1月30日に提出された訂正後の令和元年度から令和3年度に係る指定管理業務の決算報告書を確認し、供覧処理しました。</p> <p>診断書及び証明書の発行手数料について、平成27年度にそれまでの利用料金制度から市の収入となる徴収委託契約に変更されたにもかかわらず、令和元年度の申請において利用料金一覧に含めて申請を行っていました。</p> <p>御指摘を受け、令和5年2月6日に診断書等の発行手数料を除いた利用料金の申請手続きを行い、同月13日に承認を受けました。</p> <p>診断書等の市の収入とされている文書料については、従前から誤って指定管理者との間で利用料金の承認の手続きを行っておりました。</p> <p>令和5年2月6日に指定管理者から診断書等の発行手数料を除いた利用料金の申請を</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p> <p>障害支援課</p>
--	--	-------------------------------------

<p>(2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、市が定める基準（以下「基準」という。）に従い、利用料金を減額又は免除することができるとされている。基準では、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する児童の予防接種に係る費用（利用料金）を免除できるとしている。</p> <p>一方、市が管理運営する場合の要件等を規定した堺市立こどもリハビリテーションセンター条例施行規則（以下「規則」という。）では、生活保護等の受給や扶養義務者の市民税又は所得税が非課税の場合に、児童の予防接種に係る費用等（診療料金等）を減免できるとしている。</p> <p>利用料金の減免を確認したところ、指定管理者は、誤って規則の要件により減免を行っているものがあつた。また、市は、規則の減免要件を改正した際に、基準を適切に改正していなかった。</p> <p>[利用料金の設定について（意見）]</p> <p>利用料金は、基本協定書に基づき、条例で定める額の範囲内において、事前に市の承認を得て指定管理者が定めるものとされているが、給食費以外の障害児通所支援</p>	<p>受け、同月 13 日に承認を行いました。</p> <p>令和 5 年度から、診断書料等の詳細については委託契約仕様書で明示し、適切な事務を行います。</p> <p>利用料金の減免について、本来、基本協定書第 39 条第 3 項の規定に定める基準に基づき減免すべきところ、誤って堺市立こどもリハビリテーションセンター条例施行規則第 11 条の規定を適用していました。</p> <p>今後は、基準に基づき適正な事務を行います。</p> <p>利用料金の減免に関する取扱い基準については、条例施行規則の減免基準の規則改正に合わせて基準の見直しができおらず、当初の基準のままとなっております。</p> <p>利用料金の減免に関する取扱い基準について、令和 5 年 3 月 24 日に条例施行規則の減免基準に合わせた基準に改め、今後は、その基準に基づいた適正な事務の執行に努めます。</p> <p>障害児通所支援等の利用料金について、指定管理者が利用料金を厚生労働大臣が定める基準以外に算定する余地がないため、利用料金の申請手</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p> <p>障害支援課</p> <p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p>
---	---	--

<p>や障害児相談支援等に係る利用料金（以下「障害児通所支援等の利用料金」という。）について、指定管理者は、当該利用料金に係る市の承認を受けていなかった。</p> <p>しかし、障害児通所支援等の利用料金は厚生労働大臣が定める基準等により費用が算定されるものであって、本来、指定管理者の主体性により利用料金を設定する余地はないものである。市は、指定管理者に利用料金を設定させるという現行の条例について、見直しの必要性があるか検討されたい。</p>	<p>続を行っていませんでした。</p> <p>御指摘を受け、令和 5 年 2 月 6 日に利用料金の申請手続きを行い、同月 13 日に承認を受けました。</p> <p>指定管理者が利用料金を厚生労働大臣が定める基準以外により算定する余地がないため、条例に記載されているにもかかわらず、承認が必要との認識がなく、指定管理者に利用料金の申請を求めておりませんでした。</p> <p>今後、指定管理者に利用料金を設定させることについては、他の同種の条例や他市事例等を参考に検討します。</p> <p>なお、利用料金の申請に係る承認については、条例第 16 条の規定に基づき、令和 5 年 2 月 13 日に行いました。</p>	<p>障害支援課</p>
<p>6 経理について</p> <p>(1) 指定管理者は、切手の受入れ及び払出しを切手受払簿で管理している。</p> <p>令和 4 年 12 月 14 日に実地調査した結果、相談支援室もずにおける切手の受払いに当たり、責任者である園長の決裁を受けずに受払いしているものや、受入時に担当者の印を押印していないものがあった。</p>	<p>令和 4 年 12 月 8 日の決裁漏れ、同月 9 日の押印漏れについて確認したところ、担当者が園長の決裁を失念し、払出しを行い、切手の受入れを行っていました。</p> <p>確認後、直ちに園長等の決裁を行い、押印しました。</p> <p>また、切手等の受払処理について、切手受払簿の記入例・チェックリストを作成し、園長への周知を行い、事務局長が園長及び担当職員に対し、令和 5 年 1 月 19 日に研修</p>	<p>社会福祉法人堺市社会福祉事業団</p>

	<p>を実施しました。</p> <p>　　今後は、記入例・チェックリストを切手受払簿に添付し、常に確認できるようにすることで適正な事務処理を行います。</p>	
--	---	--